2023 年 5 月 31 日

「電子決済等代行業者に求める事項の基準」に代えての公表事項

ゆきぐに信用組合

当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」（以下、「法」という）第６条の５の６第３項に基づき、令和５年４月２１日に公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を踏まえ、法第６条の５の４第１項に規定する基準に代えて、下記の事項を公表いたします。

記

１．当信用組合は、法第６条の５の５第１項の同意をしています。

２．当信用組合を会員とする信用協同組合連合会の名称は以下のとおりです。

全国信用協同組合連合会

担当部署：システム業務部

電話番号：０３－３５６２－５１９０

３．全国信用協同組合連合会の公表する「電子決済等代行業者に求める事項の基準」については、全国信用協同組合連合会のホームページをご参照ください。

以　上